

カード会員保障制度規約**第1条 (カード会員保障制度の内容)**

カード会員保障制度(以下「本制度」という)とは、株式会社コメリキャピタル(以下「当社」という)が会員に発行するクレジットカード(以下「カード」という)が、紛失、盗難、詐取又は横領等(以下単に「紛失盗難等」という)により保障期間中に他人に不正使用された場合において、本人会員が被る損害を当社が保障する制度です。

第2条 (保障期間)

- (1) 本制度の保障期間は、当社がカードを発行した日からカード券面に記載された有効期限の月の末日までとし、初日の午前0時から末日の午後12時に終わります。
- (2) 本制度は、カード会員資格存続中は、カード券面に記載された有効期限の月の末日に毎年自動更新となります。

第3条 (紛失盗難届出と損害保障期間)

- (1) カードが紛失盗難等にあったことを知ったときは、会員は、直ちにその旨を当社及び最寄りの警察署へ届けるとともに、当社所定の届出書を提出します。
- (2) 当社が発行したカードが未着であることを知ったときは、会員は、直ちにその旨を当社へ連絡するとともに、当社所定の届出書を提出します。
- (3) 第1条により当社が保障する損害は、前項の紛失盗難等の届出書を当社が受理した日を含め61日前までさかのぼり、その後発生した不正使用による損害とします。

第4条 (保障されない損害)

次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、保障の責任を負わず、その損害の全部を本人会員が負担します。

- ①会員の故意又は重大な過失によって生じたとき。
- ②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用されたとき。
- ③紛失盗難届の内容が虚偽であるとき。
- ④会員規約に違反している状況において紛失盗難等が生じたとき。
- ⑤カードの署名欄に会員自身の署名がない状態で損害が発生したとき。
- ⑥戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失盗難等が生じたとき。
- ⑦紛失盗難等の届出を当社が受理した日の61日以前に損害が生じたとき。
- ⑧会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、当社の行う被害状況の調査に協力しなかったとき、又は損害防止軽減のための努力を行わなかったとき。
- ⑨暗証番号の入力を伴う取引で損害が生じたとき。ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意又は過失がないと当社が認めたときは、この限りではありません。
- ⑩その他、会員が当社の指示に従わなかったとき。

第5条 (損害の保障手続及び調査)

- (1) 本人会員は、当社に損害の保障を請求する場合、カードの紛失盗難等による損害の発生を知った時から30日以内に被害状況等を記載した損害報告書、最寄りの警察署の被害届出証明又は盗難届出証明等、当社が損害の保障に必要なと認める書類を当社に提出します。
- (2) 当社又は当社の委託を受けた者が前項の被害状況等の調査を行う場合、会員は、この調査に協力します。
- (3) 当社が必要な調査を終えたときは、遅延なく損害を保障します。

【相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせとご相談は、カードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約についてのお問い合わせ、ご相談及び支払停止抗弁に関する書面(第II章第8条(3))については、下記株式会社コメリキャピタルにお尋ねください。

株式会社 コメリキャピタル

新潟市南区清水 4501-1 〒950-1457

お客様相談室/新潟県新潟市中央区笹口 1-19-24 〒950-0911 TEL 0570-07-0892

包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第46号

一般社団法人日本クレジット協会会員番号 149170000

貸金業者登録番号 関東財務局長(3)第01474号

日本貸金業協会協会会員番号 第005575号

当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関

名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

所在地 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 TEL 0570-051-051